



福岡医発第 1935 号 (地)

令和 3 年 10 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、標記の件につきまして、文部科学省初等中等教育局長より各都道府県教育委員会等に対し、別添のとおり通知が発出されるとともに、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本件は、文部科学省において、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が令和 3 年 8 月 23 日付けで公布、同日施行された旨を通知するものです。

また、本改正では、学校や教員が直面する課題が多様化・複雑化し、医療的ケアを初めとする特別な支援を必要とする児童生徒への対応等が喫緊の課題となっていることを踏まえ、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、医療的ケア看護職員等について、新たにその名称及び職務内容が規定されております。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

学校保健担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

(健 I 149)・(地309)

令和3年9月24日

都道府県医師会

担当理事（地域包括ケア・学校保健）殿

日本医師会

常任理事 松本吉郎

渡辺弘司

(公印省略)

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(依頼)」の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素、本会会務に種々ご理解賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、文部科学省では、学校や教員が直面する課題が多様化・複雑化し、医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒への対応等が喫緊の課題となっていることを踏まえ、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が、令和3年8月23日に公布され、同日施行されました。

この度、文部科学省初等中等教育局長より各都道府県教育委員会等に対し、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして医療的ケア看護職員等を新たにその名称及び職務内容を規定し、関係する規定の整備等について、今後、適宜対応する旨の通知を发出するとともに、本会にも周知方依頼がありました。

つきましては下記のとおりお送り申し上げますので、貴職におかれましても医療的ケア児に対する地域包括ケアシステムでの対応並びに学校における医療的ケアの実施に関する資料として、関係の郡市区医師会および会員宛に周知いただきますよう、お願いします。

記

送付内容（別添）

- ① 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課からの周知方依頼
《令和3年9月17日付 事務連絡》
- ② 学校教育法施行規則の一部を改正する省令
《令和3年文部科学省令第37号 令和3年8月23日》

以上

事 務 連 絡
令和3年9月17日

公益社団法人 日本医師会 御中

文部科学省初等中等教育局
特 別 支 援 教 育 課

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(依頼)

特別支援教育の推進につきまして、かねてより各段の御配慮を賜り深く感謝申し上げます。

この度、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第37号）が令和3年8月23日に公布、同日施行され、今回の改正において、医療的ケア看護職員等について、新たにその名称及び職務内容が規定されたところです。文部科学省においては、別添のとおり各教育委員会等宛に通知しましたので、貴会におかれましても、関係者に対し周知いただきますようご配慮をお願いします。

<別添資料>

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）（令和3年8月23日付け3文科初第861号初等中等教育局長通知）

【本件担当】

初等中等教育局 特別支援教育課支援第一係

電話 : 03-5253-4111（内線：3967）

E-mail : seika@mext.go.jp

3 文科初第 8 6 1 号
令和 3 年 8 月 2 3 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
各構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
瀧 本 寛

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)

この度、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省令第 37 号）が、令和 3 年 8 月 23 日に公布され、同日施行されました。

今回の改正は、学校や教員が直面する課題が多様化・複雑化し、学校における働き方改革の推進、GIGA スクール構想の着実な実施、医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒への対応等が喫緊の課題となっていることを踏まえ、こうした課題に対応する学校の指導・運営体制の強化・充実を図るため、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員及び教員業務支援員について、新たにその名称及び職務内容を規定するものです。

今回の改正の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、関係する規定の整備等について、今後、適宜御対応願います。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分御周知願います。

記

1 改正の概要

(1) 医療的ケア看護職員について

小学校において、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。以下同じ。）を受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）の療養上の世話又は診療の補助に従事する医療的ケア看護職員について、その名称及び職務内容を規定するものであること（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（以下「施行規則」という。）第 65 条の 2 関係）。

(2) 情報通信技術支援員について

教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する情報通信技術支援員について、その名称及び職務内容を規定するものであること（施行規則第 65 条の 5 関係）。

(3) 特別支援教育支援員について

教育上特別の支援を必要とする児童の学習又は生活上必要な支援に従事する特別支援教育支援員について、その名称及び職務内容を規定するものであること（施行規則第 65 条の 6 関係）。

(4) 教員業務支援員について

教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する教員業務支援員について、その名称及び職務内容を規定するものであること（施行規則第 65 条の 7 関係）。

なお、上記（1）～（4）については、小学校における職員に関する規定に位置付けるとともに、幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に準用させること（施行規則第 39 条、第 79 条、第 79 条の 8 第 1 項、第 104 条第 1 項、第 113 条第 1 項及び第 135 条第 1 項関係）。

(5) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する規定の幼稚園への準用について

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する規定を幼稚園に準用させること（施行規則第 39 条、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 関係）。

(6) 施行期日

本省令の施行期日を公布日（令和 3 年 8 月 23 日）としたこと。

2 留意事項

(1) 医療的ケア看護職員について

① 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）において、学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な支援を受けられるようにするため、学校の設置者に対して、看護師等の配置等の措置を講ずることが求められているなど、学校現場への配置の必要性が高まっている医療的ケア看護職員について、医療的ケア児の療養上の世話又は診療の補助に従事する職員として、施行規則第 65 条の 2 に規定するものであり、その具体的な職務内容は、主に次のものが考えられること。

- ・ 医療的ケア児のアセスメント
- ・ 医師の指示の下、必要に応じた医療的ケアの実施
- ・ 医療的ケア児の健康管理
- ・ 認定特定行為業務従事者である教職員への指導・助言

② 医療的ケア看護職員は、保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「看護師等」という。）をもって充てること。

③ 医療的ケア看護職員は、例えば、施行規則第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 で規定する、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと同様、学校に配置される者の名称であり、この度の改正により、看護師等と異なる新たな資格を設けるものではないこと。

④ 医療的ケア看護職員の職務内容として規定される「療養上の世話又は診療の補助」※とは、医療的ケア児に対して、施行規則第 65 条の 2 に規定される医療的ケアやそれに関連する業務を行うものであること。

※「療養上の世話又は診療の補助」とは、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）において規定される看護師の業である。

（2）情報通信技術支援員について

① 情報通信技術支援員は、GIGA スクール構想の推進により、全国の小中学校等において、児童生徒の 1 人 1 台端末や高速大容量の通信環境等が整備され、学校への配置の必要性がますます高まっている ICT 支援員について、教職員の日常的な ICT 活用の支援に従事する職員として、施行規則第 65 条の 5 に規定するものであり、その具体的な職務内容は、ICT を活用した授業支援、校務支援、環境整備支援、校内研修支援等が考えられること。

詳細については、「教育の情報化に関する手引-追補版-(令和 2 年 6 月)」第 8 章第 2 節を参照のこと。

（参考）「教育の情報化に関する手引」について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html

② 国においては、「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018 年度～2022 年度）」において、情報通信技術支援員（ICT 支援員）を 4 校に 1 人配置することを目標とし、地方財政措置を講じているところであり、各都道府県・指定都市教育委員会等におかれては、その趣旨に鑑み、情報通信技術支援員の配置促進に積

極的に努め、GIGA スクール構想の実現、推進を図られたいこと。

(3) 特別支援教育支援員について

- ① 中央教育審議会答申「「令和の日本型教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(令和3年1月26日)や「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」(令和3年1月)においても適切な配置や確保、活用等について報告されるなど学校現場における重要性が高まっている特別支援教育支援員について、教育上特別の支援を必要とする児童の学習又は生活上必要な支援に従事する職員として、施行規則第65条の6に規定するものであり、その具体的な職務内容は、主に次のものが考えられること。

- ・ 基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助
- ・ 学習支援
- ・ 学習活動、教室間移動等における介助
- ・ 健康・安全確保
- ・ 周囲の児童生徒の障害理解促進

- ② 特別支援学校において「介助員」「介助職員」「介護職員」等の名称により既に配置されている職員について、「特別支援教育支援員」の名称を使用することが望ましいが、この度の改正により、当該名称の使用を妨げたり、当該職員の職務内容に変更を加えたりするものではないこと。

(4) 教員業務支援員について

- ① 教員業務支援員は、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(平成31年1月25日)(以下「働き方改革答申」という。)等において配置の必要性が指摘されているスクール・サポート・スタッフについて、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する職員として、施行規則第65条の7に規定するものであり、その具体的な職務内容は、主に次のものが考えられること。

- ・ 学習プリントや家庭への配布文書等の各種資料の印刷、配布準備
- ・ 採点業務の補助
- ・ 来客対応や電話対応
- ・ 学校行事や式典等の準備補助
- ・ 各種データの入力・集計、掲示物の張替、各種資料の整理等の作業

また、上記以外の職務内容についても、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に該当するものであれば、従事することを妨げるものではなく、例えば、新型コロナウイルス感染症対策のための清掃活動(消毒作業を含む。)や子供の健康観察の取りまとめ作業についても従事可能であること。

- ② 教員業務支援員が配置される各学校においては、校長等の管理職が学校組織マネジメントを行い、教員業務支援員が教職員及び様々な支援スタッフ（以下「教職員等」という。）との適切な役割分担の下で、教職員等と連携しながら業務に従事できるよう、勤務の体制や環境等に配慮すること。

また、各学校を所管する教育委員会等においては、教員業務支援員が円滑に業務に従事できるよう、例えば、教員業務支援員や教職員等が参照可能な手引やマニュアルの作成、教職員等から教員業務支援員に対して業務を依頼するに当たっての方法の整理等により、各学校における教員業務支援員の活用を支援すること。

- ③ 今般規定する教員業務支援員については、各都道府県・指定都市教育委員会等において、従前から独自の名称を使用している場合があるところ、今後、教員業務支援員の名称を使用することが望ましいが、当該独自の名称を使用することを妨げるものではないこと。

- ④ 働き方改革答申において、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務について、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」に整理され、文部科学省においては、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成 31 年 3 月 18 日付け 30 文科初第 1497 号文部科学事務次官通知）等により、各業務の役割分担・適正化のために必要な取組の実施をお願いしているところ、教員業務支援員が担う業務については、主に「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」に含まれるものであり、各業務の役割分担・適正化に係る取組を一層推進する観点からも、教員業務支援員の積極的な配置促進を図られたいこと。

また、「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」（令和 2 年 7 月 17 日付け 2 初初企第 14 号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知）により、教諭等の標準的な職務の明確化を図り、教諭等がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるような環境の整備についてお願いしているところ、こうした取組の一層の推進のためにも、教員業務支援員の積極的な配置促進が有効であること。

（５）幼稚園におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用について

- ① 幼稚園におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用にあたっては、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における留意事項等を示した「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 文科初第 1747 号文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえつつ、多様な背景を持つ家庭や幼児の発達の課題に対応する観点に留意すること。
- ② 幼稚園においてスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを活

用する際には、地域の小中学校に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーや、幼児教育アドバイザー等を含む自治体における幼児教育推進体制等との連携に留意すること。

【本件連絡先】

(医療的ケア看護職員及び特別支援教育支援員関係)

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

TEL:03-5253-4111 (内線 3193)

(情報通信技術支援員関係)

文部科学省初等中等教育局

情報教育・外国語教育課 情報教育振興室

TEL:03-5253-4111 (内線 2702)

(教員業務支援員関係)

文部科学省初等中等教育局

財務課校務調整係

TEL:03-5253-4111 (内線 2587)

(幼稚園におけるスクールカウンセラー及びスクール
ソーシャルワーカーに関する規定関係)

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課企画係

TEL:03-5253-4111 (内線 3136)

○文部科学省令第三十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十三日

文部科学大臣 萩生田 光一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第三章〔略〕 第四章 小学校 第一節～第三節〔略〕 第四節 職員（第六十四条―第六十五条の七） 第五節〔略〕 第五章～第十二章〔略〕 附則 第三章 幼稚園 第三十九条 第四十八条、第四十九条、第五十四条、第五十九条から第六十八条までの規定は、幼稚園に準用する。 第四章 小学校 第四節 職員 第六十五条 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。 第六十五条の二 医療的ケア看護職員は、小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する。 第六十五条の三 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。 第六十五条の四 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。	目次 第一章～第三章〔同上〕 第四章 小学校 第一節～第三節〔同上〕 第四節 職員（第六十四条―第六十五条の三） 第五節〔同上〕 第五章～第十二章〔同上〕 附則 第三章 幼稚園 第三十九条 第四十八条、第四十九条、第五十四条、第五十九条から第六十八条まで（第六十五条の二及び第六十五条の三を除く。）の規定は、幼稚園に準用する。 第四章 小学校 第四節 職員 第六十五条 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。 〔条を加える。〕 第六十五条の二 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。 第六十五条の三 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

第六十五条の五 情報通信技術支援員は、教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する。	「条を加える。」
第六十五条の六 特別支援教育支援員は、教育上特別の支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する。	「条を加える。」
第六十五条の七 教員業務支援員は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する。	「条を加える。」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。